

鳥取県東部庁舎消防計画

平成25年4月1日策定

令和7年5月22日一部改正

東部庁舎 庁舎管理者

目 次

第1章 総 則

第1節 目的（第1条）

第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲（第2条～第5条）

第3節 防火管理委員会（第6条～第8条の2）

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織（第9条～第12条）

第2節 火災予防措置（第13条～第17条）

第3節 建物等の自主検査（第18条）

第4節 消防用設備等の点検（第19条～第22条）

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織（第23条～第25条）

第2節 自衛消防活動等（第26条～第33条）

第4章 震災対策

第1節 震災予防措置（第34条～第36条）

第2節 地震時の活動（第37条～第38条）

第5章 防火教育及び訓練

第1節 防火教育（第39条～第41条）

第2節 訓練（第42条～第44条）

別表1（第6条関係）

防火管理委員会構成表

別表2（第9条関係）

防火責任者・火気取締責任者構成表

別表3（第23条関係）

自衛消防隊組織構成表

別表4（第23条関係）

自衛消防隊名簿（任務表）

別図（第26条、29条関係）

消防用設備等の設置位置図及び避難経路図

鳥取県東部庁舎消防計画

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、鳥取県東部庁舎（以下「庁舎」という。）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害を防止し、人命の安全を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、庁舎に勤務している者及び庁舎出入りする全ての者に適用する。

(防火管理者及び事務局)

第3条 防火管理者は東部地域振興事務所副所長とする。

2 事務局を東部地域振興事務所東部振興課に置き、この計画の実施に当たっての全ての事務を行う。

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施
- (3) 建物、火気使用設備・器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用、取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員の管理
- (7) 庁舎管理者（東部地域振興事務所長をいう。以下同じ。）に対する助言、報告その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 消防計画の提出（変更があった場合を含む。）
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- (5) 教育訓練指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理についての必要な事項

第3節 防火管理委員会

(防火管理委員会)

第6条 防火管理業務の適正な運営を図るため、防火管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成員は、別表1のとおりとする。

3 委員会の事務局は、東部地域振興事務所東部振興課に置く。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、必要の都度、委員長が召集する。

(審議事項)

第8条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 消防計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 庁舎の避難施設、消防用設備等の維持管理に関すること。
- (3) 自衛消防組織の設置及び装備等に関すること。
- (4) 火災の際の隣接建物との応援協定に関すること。
- (5) 消防施設の改善強化に関すること。
- (6) 火災予防上必要な教育に関すること。
- (7) その他防火管理に関すること。

(委員長の専決事項)

第8条の2 委員長は、次の事項について専決することができる。

- (1) 前条第1号の消防計画の変更のうち人事異動等に伴う別表1から別表4の変更
- (2) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織

(火災予防のための組織)

第9条 平素における火災予防及び地震時の出火予防を図るため、防火管理者のもとに各階棟ごとに
防火責任者を、各部屋又は一定の区域ごとに火気取締責任者を置く。

2 防火責任者及び火気取締責任者の構成員は別表2のとおりとする。

(防火責任者の業務)

第10条 防火責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火気取締責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理者の補佐

(火気取締責任者の業務)

第11条 火気取締責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具等、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の日常的な維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具等の安全確認
- (4) 防火責任者の補佐

(警備員の業務)

第12条 警備員は、庁舎内を定期的に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を「警備員日誌」に記録し、防火管理者を経て庁舎管理者に報告しなければならない。

第2節 火災予防措置

(火気等の使用制限)

第13条 庁舎管理者は、次の事項について指定又は制限をするものとする。

- (1) 噫煙禁止場所の指定
- (2) 火気使用設備器具等の使用場所及び使用禁止場所の指定
- (3) 工事中の火気使用の制限及び現場責任者の選任・立会
- (4) 火災警報発令時等の火気使用禁止又は制限

(臨時の火気使用)

第14条 次の事項を行おうとする者は、事前に防火管理者を経て庁舎管理者に連絡し、庁舎管理者の承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 火気使用設備器具等を設置又は変更するとき。

(火気等の使用時の遵守事項)

第15条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスこんろ、電熱器等の火気使用設備器具等は指定場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用設備器具等は事前に器具等を検査してから使用すること。
- (3) 火気使用設備器具等の周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (4) 火気使用設備器具等の使用後は必ず点検をし安全を確認すること。
- (5) 庁舎内及び敷地内では喫煙しないこと。

(施設に対する遵守事項)

第16条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する避難施設
 - ① 避難の妨害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - ② 床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないよう維持すること。
 - ③ 避難口等に設ける戸は容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下階段等の幅員を有効に保持できるものとすること。
- (2) 火災が発生したとき延焼を防止し又は有効な消防活動を確保するための防火施設
 - ① 防火戸は常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
 - ② 防火戸に接近して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(工事施工業者の遵守事項)

第17条 庁舎内で工事等を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接その他の火気等を使用して工事等を行う場合は、事前に防火管理者を経て庁舎管理者に作業計画を提出し、必要な指示を受けること。

- (2) 火気等を使用する作業にあっては消火器を配置すること。
- (3) 庁舎内及び敷地内では喫煙しないこと。
- (4) 危険物類を使用する場合は、事前に防火管理者を経て庁舎管理者に連絡し、庁舎管理者の承認を得ること。
- (5) 火気管理は作業場ごとに現場責任者を指定して行うこと。

第3節 建物等の自主検査

(自主検査の実施)

- 第18条 防火管理者は、火災防止の観点から、建物、火気使用設備器具等及び危険物施設等の自主検査を実施するものとする。
- 2 前項に規定する自主検査は、火気取締責任者が別に定める点検票により年3回（5月・9月・12月を目途とする。）実施するものとする。
 - 3 前項によるほか、防火管理者が別途指定する者は、第1項に規定する自主検査を別に定める点検票により年3回（5月・9月・12月を目途とする。）実施するものとする。

第4節 消防用設備等の点検

(消防用設備等の点検)

- 第19条 庁舎管理者は、建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、点検資格業者に委託し、消防法第17条の3の3の規定に基づき点検・確認を行わせるものとする。
- 2 点検資格業者が行う消防用設備等（消火器、屋内消火栓、火災報知設備、非常警報設備、避難器具及び消火栓ポンプ）の点検項目は、次のとおりとする。
- (1) 作動点検
 - (2) 外観点検
 - (3) 機能点検
 - (4) 総合点検

(点検検査結果の記録)

- 第20条 点検を実施した点検資格業者は、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- 2 防火管理者は前項の報告を受けたときは、庁舎管理者に報告するとともに、点検検査結果を保存しておくものとする。

(点検結果の報告)

- 第21条 防火管理者は、消防用設備等の点検結果を3年に1回消防機関に報告するものとする。

(不備欠陥等の整備)

- 第22条 防火管理者は、各種の点検、検査により不備欠陥を発見したときは改修計画をたて、庁舎管理者に報告するとともにその改善に努めるものとする。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第23条 庁舎の自衛消防組織として、庁舎管理者を自衛消防隊長（以下「隊長」という。）として、自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の構成員は、別表3のとおり、その任務は別表4のとおりとする。

(隊長、副隊長、分隊長の権限及び任務)

第24条 隊長は、自衛消防隊の消火活動に際して必要な指揮、命令を行うとともに、消防機関との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努めなければならない。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

3 各階分隊の分隊長（以下「分隊長」という。）は、担当区域の初動活動の指揮統制を図るとともに、隊長への報告、連絡を密にするものとする。

(本部の設置及び任務)

第25条 火災が発生した場合、自衛消防隊本部（以下「本部」という。）を正面玄関付近に設置するものとする。ただし、火災の状況によっては、他の場所に設置するものとする。

2 本部は、直ちに情勢の把握と指揮命令、報告、連絡体制の確保に当たるとともに、消防機関に対する情報提供の体制を確保しなければならない。

第2節　自衛消防活動等

(避難経路図等)

第26条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置位置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成して、庁舎の職員等に周知するものとする。

(通報連絡)

第27条 火災の発見者は、直ちに庁舎管理者（内線3505）及びその階の分隊長に火災の発生を通報するとともに、近くの火災報知機を操作し、自衛消防隊が配置に着くまでの間、付近の在庁者と共に初期消火に努めなければならない。

2 前項の場合において、火災の発見者及び付近の在庁者は、火災の状況から必要と判断したときは、前項の通報に先立って直ちに消防機関に通報しなければならない。

3 各階分隊の通報連絡係は、火災の発見者及び付近の在庁者と連携・協力して、火災報知機の操作、消防機関への通報が円滑に行われるよう処置するものとする。

4 本部の指揮連絡係は、各階分隊長からの通報内容の確認を行うとともに消防機関への通報が行われているかどうかを確認した後、隊長の指示により必要な事項を消防機関へ通報するとともに、放送設備を使用して庁舎内に周知するものとする。

5 本部の指揮連絡係は、各階隊の通報連絡係からの報告・連絡事項を確認し、出火場所、延焼状況、その他必要な事項を逐次本部へ通報連絡するとともに、隊長の指示により消防機関及び他の関係機関へ通報連絡するものとする。

(消火活動)

第28条 自衛消防隊の消火係は、消火器、屋内消火栓等により、初期消火に主眼を置き活動するものとする。

(避難誘導)

第29条 各階分隊の避難誘導係は、本部の指示に従い、各階分隊長の指揮の下、避難経路図により避難誘導する。

- 2 避難は、出火点の上層階の在庁者を優先する。
- 3 避難は、原則として、出火点の上層階では出火点反対側の階段を利用して行うものとし、屋上への避難及びエレベーターによる避難はしないものとする。
- 4 避難は、火災の状況に応じ非常口、避難階段室のかかり口及び避難器具設置場所に誘導するものとする。
- 5 避難誘導に当たっては、携帯マイク等を有効に活用して避難者に避難方向及び火災の状況を知らせるとともに、混乱の防止に留意するものとする。
- 6 各階分隊の避難誘導係は、避難終了後は防火戸を閉鎖するものとする。
- 7 各階分隊の避難誘導係は、避難終了後、速やかに逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に報告するものとする。

(防護安全)

第30条 第1階・地下・駐車場棟分隊の防護安全係は、火災発生時の防護安全を図る措置として、冷水発生機、ガス遮断弁（地下熱源機械室）の閉鎖等を東部庁舎施設総合保守管理業務委託契約受託者の常駐技術員に指示し報告を受けるものとする。

(応急救護)

第31条 救護所は、本部に設置する。

- 2 救護係は、負傷者の応急手当を行い、救急隊（消防機関）と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるようにするものとする。
- 3 救護係は、負傷者の所属、氏名、負傷の程度を記録しておくものとする。

(勤務時間外、閉庁日の取扱い)

第32条 勤務時間外、閉庁日における取扱いは次のとおりとする。

(1) 通報連絡

火災の発見者は、直ちに警備員に火災の発生を通報するとともに、近くの火災報知機を操作し、警備員は庁内放送により在庁者に火災の発生を知らせなければならない。

なお、火災の状況から必要と判断したときは、警備員への通報に先立って直ちに消防機関に通報しなければならない。

(2) 消火活動

前号の通報を受けた警備員は、在庁者と協力して延焼拡大を阻止することを主眼とし、消火器、屋内消火栓等により初期消火活動を行うものとする。

(3) 庁舎管理者・防火管理者への報告

警備員は、火災の発生及びその状況を直ちに庁舎管理者及び防火管理者に報告し、その指示を受けるとともに入居団体等へ連絡する。

(4) 消防機関への情報提供等

在庁する職員又は警備員は、到着した消防機関に対し、延焼状況、燃焼物件及び危険物品の有無等の情報を提供するとともに火点に誘導する。

(応援出動)

第33条 隣接建物の火災の際の自衛消防隊の応援出動は、隊長の命によるものとする。

第4章 震災対策

第1節 震災予防措置

(震災予防装置)

第34条 防火責任者及び火気取締責任者は、地震時の災害の発生を予防するため、第2章各節に基づく各種施設器具の点検、検査に合わせて、次のことを行うものとする。

- (1) 建物及びその付属施設（窓枠、外壁等）及び庁舎内に陳列、設置する物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具等の転倒、落下防止及び消火装置、ガス等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び灯油送油管等の緩衝装置の検査

(備蓄品)

第35条 震災に備え、医薬品、携帯ラジオ、携帯マイク、その他必要な物品を備え置くものとする。

2 備蓄品は、防火管理者において保管場所を明示して保管する。

(地震後の安全措置)

第36条 防火責任者及び火気取締責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等及び危険物施設等の点検検査及び応急措置を行うとともに全機器について安全性を確認後、使用を開始させるものとする。

第2節 地震時の活動

(地震時の活動)

第37条 地震時の活動は、第3章各節によるほか、次の事項について行うものとする。

- (1) 出火防止の措置
 - ① 防火責任者及び火気取締責任者は火気使用設備器具等の使用停止及びコンセントの抜き取りの確認を行うこと。
 - ② 危険物設備の各バルブの操作及び燃料等の停止を東部庁舎施設総合保守管理業務委託契約受託者の常駐技術員に指示し報告を受けること。
- (2) 消火活動
 - ① 庁舎内に火災が発生した場合は全力をあげて消火に当たること。
 - ② 庁舎内に火災がなく、他の被害も少ない場合で隣接建物等に火災が発生している場合には、隊長の命により消火に協力すること。
- (3) 情報収集活動
 - ① 庁内電話等通信機器の通話試験を行うこと。
 - ② 関係機関（消防機関、市町役場等）からの情報を積極的に収集し連絡すること。
 - ③ 隊長は本部員を屋上等に配置して周辺火災の発生状況、風速・風向による飛火の危険の有無について状況を把握すること。
 - ④ 庁舎内の被害状況を庁内放送等により全職員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。

⑤ 職員、家族の状況及び居住地付近の状況を把握すること。

(4) その他の活動

① 負傷者に対する応急救護処置を最優先すること。

(避難)

第38条 震災時の避難は、次によるものとする。

(1) 避難場所は立川南公園とする。

(2) 避難の開始及び方法

① 避難は隊長又は関係機関の避難命令により開始すること。

② 避難は全職員が整然と行うこと。

第5章 防火教育及び訓練

第1節 防火教育

(防火教育実施)

第39条 防火管理者は、第8条に規定する防火管理委員会の審議事項を参考として、庁舎に勤務する全ての者に対し、防火教育を行うものとする。

(防火教育の内容)

第40条 防火教育の内容は、次によるものとする。

(1) 消防計画の周知徹底

(2) 火災予防上の遵守事項

(3) 防火管理に対する職員各自の任務及び責任の周知徹底

(4) 安全な作業等に関する基本事項

(5) 震災対策に関する事項

(6) その他火災予防上必要な事項

(講演会等)

第41条 防火管理者は、消防機関が行う講演会及び研究会等に参加するとともに、職員に対する防災講演会等を隨時開催するものとする。

第2節 訓 練

(訓練の実施)

第42条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

訓練区分	訓 練 内 容	実 施 時 期
総合訓練	全職員を対象に消火、通報及び避難誘導等を連携して行う。 必要に応じて消防機関の指導を要請する。	9月1日（防災の日）から 11月15日（秋季火災予防運動期間最終日）までの間
部分訓練	指揮、消火、通報及び避難誘導等を個々に行う訓練	随 時
基礎訓練	屋内消火栓、消防用施設の取扱い訓練	定期の人事異動後

(震災訓練の実施)

第43条 震災訓練は、各種訓練に準じて実施するとともに、関係機関又は地域において実施する訓練にその都度参加するものとする。

(訓練の実施報告)

第44条 防火管理者は、訓練を実施する場合は、「消防訓練通知書」により事前に消防機関に届出するものとする。

附 則

この消防計画は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年9月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年9月9日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年5月22日から施行する。